



平成 30 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名 新東工業株式会社
代表者名 取締役社長 永井 淳
コード番号 6339
問合せ先責任者 執行役員 コーポレート部長
太田 三男
(TEL 052-582-9211)

当社取締役に対する企業価値連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 22 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同じ。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を継続することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、当社取締役を対象に、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、透明性および客観性の高い役員報酬制度として、平成 27 年度より導入している「役員報酬 B I P 信託」（以下「B I P 信託」という。）を継続することを決定いたしました。（※ 1）（※ 2）

（※ 1）B I P（Board Incentive Plan）信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位および業績目標達成度に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役に交付および給付（以下「交付等」という。）する制度であります。

（※ 2）本制度の継続により、当社取締役の報酬は、引き続き「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみによって構成されます。

- (2) 本制度においては、役位ならびに信託期間を通じた資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて、当社株式等が対象期間（下記 2.（2）に定める。）中に当社取締役として在任し

ている者（以下「本制度対象者」という。）に交付等がなされます。取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、対象期間終了後の一定の時期となります。ただし、対象期間を通じて一定の資本効率の改善度等に達しない場合には、取締役へ当社株式等の交付等を行うことはありません。

2. 本制度の継続後の概要について

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済みのB I P信託の信託期間を延長するとともに、業績目標および当社株式等の交付等の時期について所要の更新が行われますが、以下に記載する内容を除き、平成 27 年度に設定した本制度の内容を維持します。

(1) 信託期間の延長および延長時における残存株式および金銭の承継

平成 30 年 10 月 1 日に信託期間が満了する既存のB I P信託について平成 33 年 9 月 30 日（この日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）まで信託期間の延長（以下「本延長」という。）を行うことにより、本制度を継続的に実施いたします。また平成 30 年 10 月 1 日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に交付が予定される当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長後のB I P信託に承継いたします。（※3）（※4）

（※3）本延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、さらに信託期間を3年間ずつ延長し、残存株式等を承継することがあります。

（※4）平成 28 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度までの3年間を対象とした期間では、株式交付規程の定めにより、当社株式等の交付等を行いません。このため延長後のB I P信託には、延長前のB I P信託によって取得した当社株式全て（165,200 株）を残存株式等として承継することを予定しております。

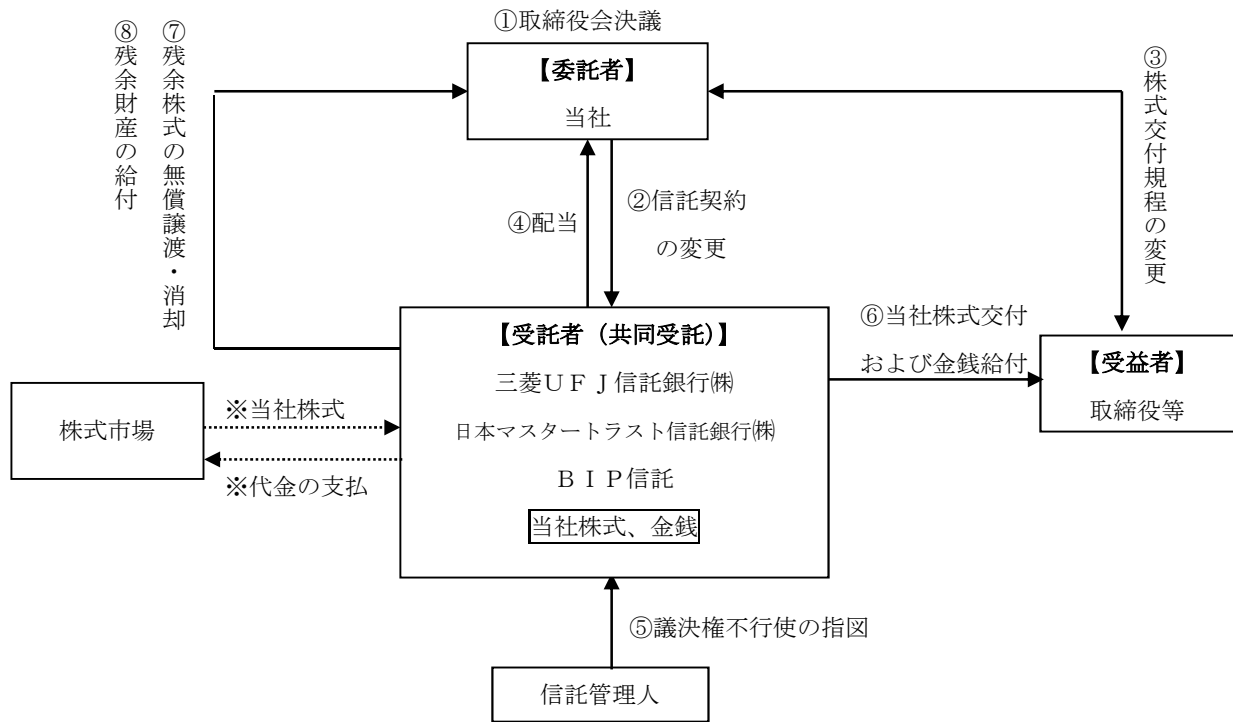
(2) 対象期間

本制度の継続後の対象期間は、平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月末日で終了する事業年度までの3事業年度といたします。（※5）

（※5）本延長後にさらに信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度を対象期間とし、役位ならびに当該対象期間の資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて、当社株式等の交付等を行います。

3. B I P信託の仕組み

(上記以外の本制度の詳細は平成 27 年 5 月 21 日公表の「当社取締役に対する企業価値連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。)



- ① 当社は本制度の継続に関して取締役会において決議を得ます。
 - ② 当社は信託契約の変更の合意に基づき、設定済みのB I P信託（「本信託」）の信託期間を延長いたします。本延長にあたっては、金銭の拠出および当社株式の追加取得は行いません。
 - ③ 当社は本信託の継続にあたり、株式交付規程を一部変更いたします。
 - ④ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
 - ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
 - ⑥ 信託期間中、当社取締役に一定のポイント数が各事業年度ごとに付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、対象期間終了後の一定時期に、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
 - ⑦ 信託期間中における業績目標の未達等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
 - ⑧ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- ※ 取締役の増員等の事由により、B I P信託内の株式数が不足する可能性が生じた場合には、平成 27 年 6 月 24 日開催の第 118 回定時株主総会で承認を受けた信託金および取得株式数の上限の範囲内で当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 当社取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成27年12月3日
平成30年7月31日付で変更予定 |
| ⑧ 信託の期間 | 平成27年12月3日～平成30年10月1日（変更前）
平成27年12月3日～平成33年9月30日（予定）（変更後） |
| ⑨ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑩ 追加信託の有無 | 本延長に際して、追加信託は行いません。 |
| ⑪ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑫ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上